

通所型サービスにおける基準等概要

サービス種別	介護予防通所介護相当サービス（従前相当）	通所型サービスA（基準緩和）
サービス内容の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○食事・入浴等の介助や生活機能向上のための機能訓練等 ○既にサービスを利用しており、現行相当サービスの継続利用が必要な場合 ○有資格者等による専門的な機能訓練、入浴、排泄、食事等の介助が必要なケース等 	<ul style="list-style-type: none"> ○レクリエーションや閉じこもり予防等を中心としたサービス ○必ずしも有資格者等による専門的なサービスを必要としないサービス等
実施方法	事業所指定	
人員基準	<p>（介護予防通所介護と同様）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①管理者：※常勤・専従1以上 ②生活相談員：※専従1以上 ③看護職員：（原則）専従1以上 ④介護職員：利用者15人まで ※専従1以上 利用者15人を超える 利用者1人につき専従0.2以上 ⑤機能訓練指導員：1以上 <p>※①(支障がない場合、他の職種、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可) ※②④（1以上は常勤）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①管理者：※専従1以上 ②従事者：利用者15人まで ※専従1以上 利用者15人を超える 利用者1人につき専従0.1以上 <p>※①(支障がない場合、他の職種、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可)</p>
設備基準	<p>（介護予防通所介護と同様）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①食堂、機能訓練室（3㎡×利用定員以上） ②静養室、相談室、事務室 ③消火設備その他の非常災害に必要な備品 ④必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ①サービス提供するために必要なスペース（3㎡×利用定員以上） ②必要な設備・備品 <p>※要介護者等と一体型で運営する場合、処遇に支障のないことを前提に事業所全体の利用定員に対し、必要なスペースを確保する必要あり。</p>
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従業者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等、事故発生時の対応 ・廃止・休止届出と便宜の提供等（介護予防通所介護と同様） 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従業者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等、事故発生時の対応 ・廃止・休止届出と便宜の提供等（介護予防通所介護に準じる）
市独自の運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ○記録の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・記録の保存期間について、当該サービスを提供した日から5年間保存すること。 ○人権擁護推進員、衛生管理推進員、災害対策推進員の配置 <ul style="list-style-type: none"> ・人員基準として配置するものではないので、新たに人員を確保する必要はない。 ・複数名を任命することも可。 ・人権擁護推進員にあたっては、従事者に対し必要な人権擁護に関する研修を実施すること。 	
単価 利用対象者 上限等	<ul style="list-style-type: none"> ○月額報酬 ①要支援1・事業対象者 週1回程度 1,655単位/月 ②要支援2 週2回程度 3,393単位/月 ○加算・減算 介護予防通所介護と同様 (介護職員処遇改善加算等を含む。) 	<ul style="list-style-type: none"> ○1回当たりの報酬単価 ①2時間以上3時間未満 250単位/回（送迎含む。） ②3時間以上 310単位/回（送迎含む。） ○加算・減算は適用しない。 ○サービス利用対象者及び上限回数 ①事業対象者・要支援1 週1回程度 月5回まで ②要支援2 週2回程度 月10回まで
利用料	単価×1割、2割又は3割相当	
給付管理	要支援者⇒介護度による予防給付の支給限度額、事業対象者⇒原則として、予防給付による要支援1の限度額	
事業者への支払	国保連経由での審査・支払（A5・A6コード）	国保連経由での審査・支払（A7コード）